

令和6年度 もりぐち児童クラブのご案内

～放課後等の子どもの居場所～

「入会児童室」

1. 児童クラブ「入会児童室」について

利用対象者は、放課後などに保護者が就労または疾病、その他の事由により、児童を保護育成することができない状態が、月15日以上かつ、3か月以上続く世帯の1～3年生の児童です。放課後児童支援員等による安全確保と育成機能を持たせた生活の場を提供します。（放課後児童健全育成事業）

※特別な配慮等が必要な児童の利用については、保護者や学校等と相談し、状況に応じ必要な体制をとります。

※4～6年生の障がいがある児童（条件あり）を対象に、学校の長期休業日に限定した開設を行います。なお、詳細については担当課までお問い合わせください。

2. 利用時間について

開設日	開設時間
月曜～金曜日	放課後～午後5時（延長開設は午後7時まで）
土曜日	午前8時～午後7時
学校の休業日（長期休業日等）	午前8時～午後5時（延長開設は午後7時まで）

※日曜日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は開設しません。

※給食のない日（土曜日や長期休業日等）は、お弁当の持参が必要です。

3. 費用について

利用者負担金	利用要件	備考
【基本開設】 月曜～金曜日の利用 （午後5時まで）	児童1人当たり 月額 4,900円	保護者の就労等の事由で保護育成できない状態が、月15日以上かつ、3か月以上続く場合
【延長開設】 月曜～金曜日の利用 （午後5時から午後7時まで）	児童1人当たり 月額 500円	保護者の平日の就業時間が、午後5時を超える場合（通勤時間含む。）
【土曜開設】 土曜日の利用	児童1人当たり 月額 1,500円	保護者の就労等の事由で土曜日に保護育成できない場合

※利用者負担金については原則口座振替となります。申請までに手続きが必要です。

※利用者負担金を滞納されると、退会していただく場合があります。

4. 利用者負担金の減免について

項	減免の事由（申請要）	減免の額
1	保護者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けていること。	全額
2	保護者の当該年度の市民税が非課税になること。	全額
3	保護者の当該年度の市民税の所得割が非課税（2の項に規定する場合を除く。）になること。	半額
4	保護者が災害その他特別な事由により負担金の納付が困難になったこと。	市長が別に定める額
5	同一世帯で2人以上の児童が入会児童室を利用すること。	半額（児童のうち1人を除く）

※減免申請は、必ず事前の申請が必要です。

申請方法、その他の減免等についてはホームページをご確認ください

5. ケガや事故等の対応について

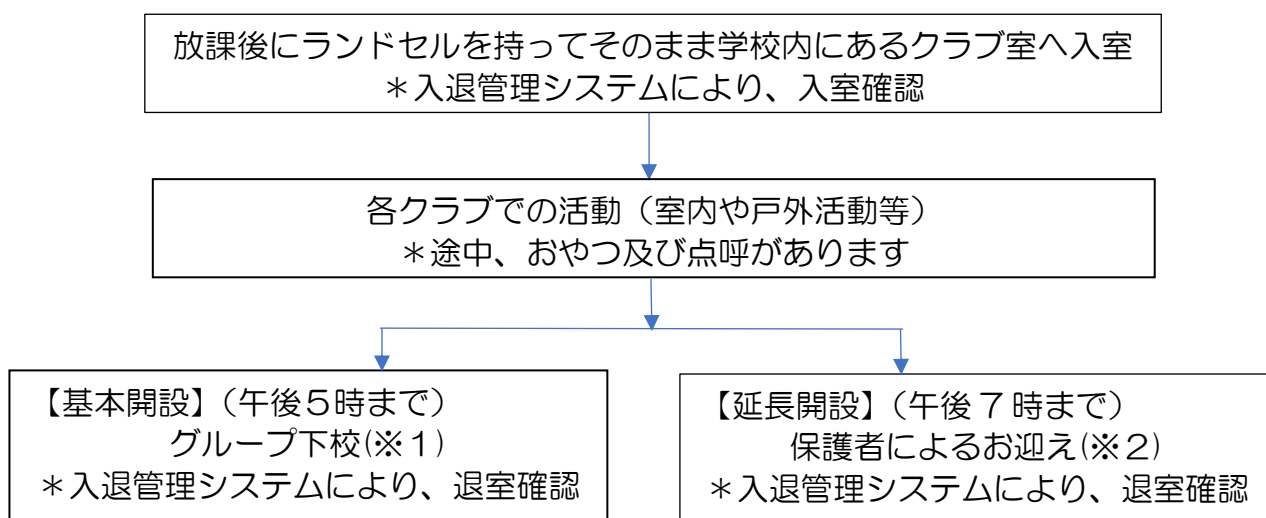
擦り傷程度の軽傷は、支援員が応急手当を行います。

また、負傷の程度により、状況に応じて保護者への連絡等を行うとともに、緊急を要する場合には救急車の要請、病院への搬送を行います。

6. 緊急時の対応について

開室時間中に、台風等や重大な不審者情報の連絡が入った場合には、その状況に応じて保護者へ連絡等を行い、児童の安全確保に努めます。


7. 一日の流れ及び下校について（学校の放課後の場合）



※1 全ての利用日において、午後5時に児童だけの集団によるグループ下校を行います。

※2 延長開設や土曜開設等の利用により5時以降に下校する場合は、必ず保護者のお迎えが必要です。
代理の方が迎えに来るなど、下校に関する変更は必ず事前に児童クラブにご連絡ください。

8. 利用申請について

必要書類	手続等
<p>① もりぐち児童クラブ「入会児童室」利用申請書…1通</p> <p>② 保護者の就労証明書 または 利用事由申告書(※)…1通 ※就労以外で利用を希望する場合に必要。【要添付書類】</p> <p>③ 口座振替依頼書の控えのコピー(※)…1通 ※金融機関への届出が必要。複写3枚目“納付者保管”(金融機関届出印のあるもの)のコピーを準備すること。 ※前年度等に手続が済んでいる場合は不要。</p> <p>・必要書類及び記入例は、市担当課及びホームページ(次ページの二次元コード)にあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市受付窓口へ提出(郵送可) ・児童クラブへ提出(現在利用している児童のみ) ・オンライン申請 <div style="text-align: center;">  <p>〈オンライン申請二次元コード〉</p> </div>

・きょうだいで申請の場合は、それぞれ必要書類をご準備ください。

9. 利用申請スケジュールについて

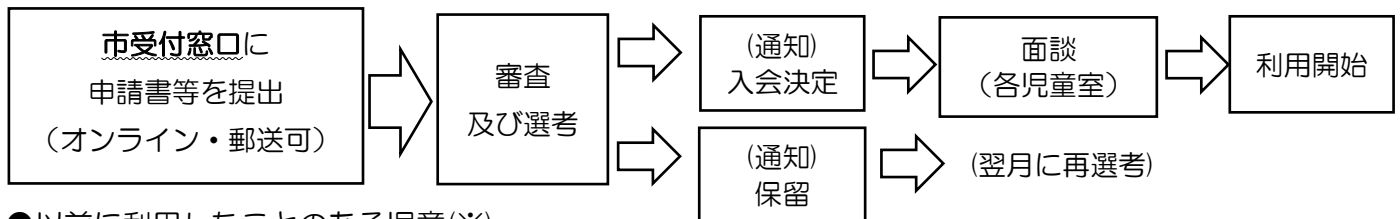
	利用開始日	申請期間
当初入会	令和6年4月1日から	<p>【1次】令和5年12月1日(金)から 令和6年1月11日(木)まで(必着)</p> <p>【2次】令和6年1月12日(金)から 令和6年1月31日(水)まで(必着)</p>
途中入会	毎月1日から(原則) (上記4月1日の当初入会除く)	前月15日まで(随時受付)

※2次申請期間での申請は、1次申請期間に申請された方の入会決定後、空きがある場合に選考し、入会を決定します。そのため、空きがない場合は決定を保留することとなります。

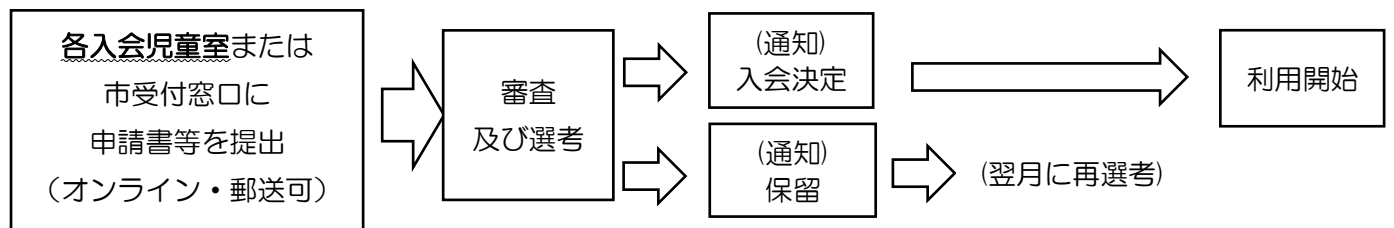
※上記の申請期間を過ぎた場合、4月1日から入会することはできません。5月1日からの入会として審査及び選考を行います。

【利用までの流れ】

●初めて利用される児童



●以前に利用したことのある児童(※)



※原則、面談の必要はありませんが、守口市内での学校の転校等の場合は、上記「初めて利用される児童」と同様の手続となります。

10. 利用選考基準について

入会決定にあたっては、次の利用選考基準に基づいて、選考を行います。

なお、各児童クラブの利用申請者数に応じ、入会決定を行いますので、利用申請者が多数の場合は、利用の決定を保留する場合があります。

順	児童の状況等
1	第1学年から第3学年までの障がい児童（※1）
2	第1学年の児童 + 延長開設の利用要件を満たす場合（※2）
3	第2学年の児童 + 延長開設の利用要件を満たす場合（※2）
4	第3学年の児童 + 延長開設の利用要件を満たす場合（※2）
5	上記以外の第1学年の児童
6	上記以外の第2学年の児童
7	上記以外の第3学年の児童

●上記で同順位の場合は「ひとり親世帯」を優先し、さらに同順位の場合は「抽選」とします。

※1 利用申請時に各種障害者手帳、特別児童扶養手当の証書、障害児福祉手当の支給通知等のいずれかの写しを提出してください。

※2 「延長開設の利用要件を満たす場合」の対象者は、延長開設の利用希望をしており、かつ利用要件を満たしている利用申請者です。

11. 登録児童室との違いについて

	登録児童室	入会児童室
概要	地域の皆さんの協力のもと、自主的な遊びの場の提供（放課後子ども教室）	放課後等に就労等で保護育成することができない状態が続く保護者の児童に対し、安全確保と育成機能を持たせた生活の場の提供（放課後児童健全育成事業）
利用条件	なし	放課後等に就労等で保護育成することができない状態が月15日以上かつ、3か月以上続く保護者の児童
主な対象児童	小学校1～6年生の児童	小学校1～3年生の児童
開設時間	【月曜～金曜日】 放課後～午後5時 【土曜日・学校の休業日】 午前9時～午後5時	【月曜～金曜日】放課後～午後5時（延長開設は午後7時まで） 【土曜日】午前8時～午後7時 【長期休業日等】午前8時～午後5時（延長開設は午後7時まで）
利用者負担金	無 料	児童1人当たり 月額 4,900円～6,900円 ※ 延長開設、土曜日開設あり
利用手続	各学校の登録児童室に利用申請書を提出（申請書を提出した日から利用可能）	市受付窓口に利用申請書及び必要書類を提出
運営スタッフ	地域のボランティア等（ボランティア）	放課後児童支援員等
おやつ提供	なし	あり ※実費負担（各クラブによる）

*詳しくはHPをご覧ください。



問い合わせ

守口市こども部子育て支援政策課

TEL：06-6992-1228